



第7章 介護保険事業等の見込み

- 1 被保険者数等の推計
- 2 居宅サービス量の見込み
- 3 地域密着型サービス量の見込み
- 4 介護保険施設サービス量の見込み
- 5 地域支援事業サービス量の見込み
- 6 介護保険給付に係る費用の見込みと保険料

1 被保険者数等の推計

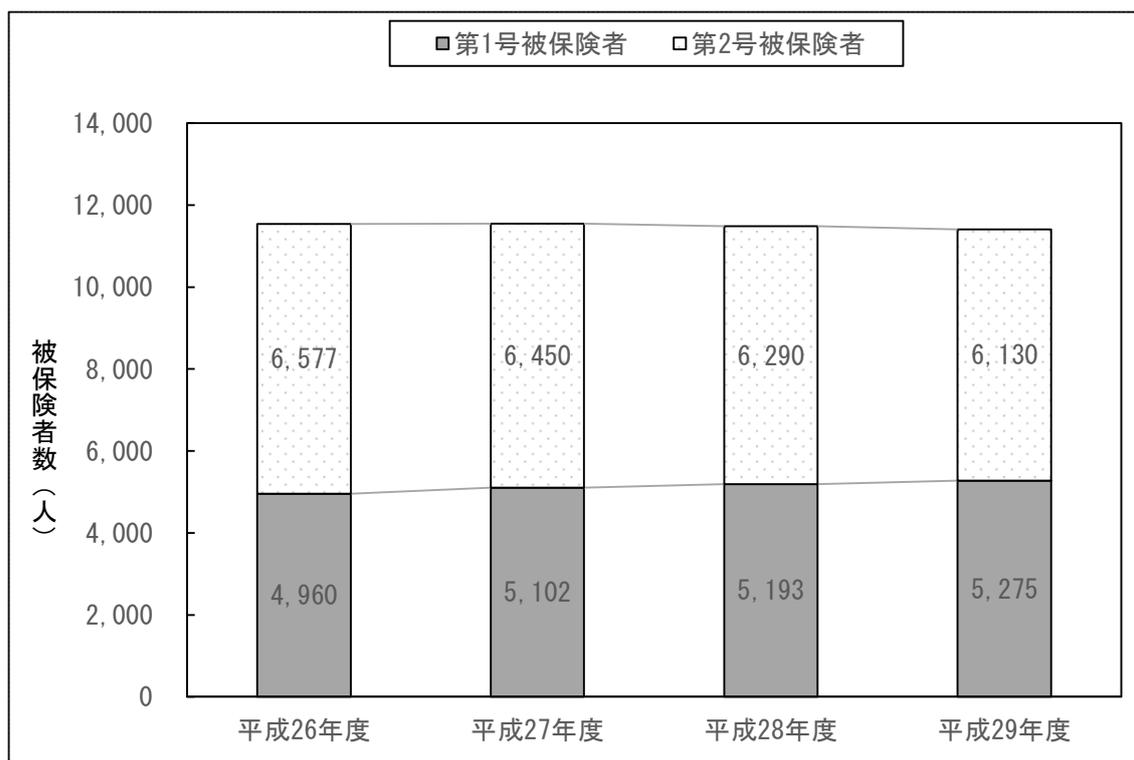
(1) 被保険者数の推計

平成27年度から平成29年度における被保険者数は、下表に示すとおり徐々に増加する見込みです。また、10年後の平成37年には、第1号被保険者は5,767人まで増加する見込みです。

(単位：人)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	37年度
被保険者数計	11,537 (100%)	11,552 (100%)	11,483 (100%)	11,405 (100%)	10,652 (100%)
第1号被保険者 (65歳以上)	4,960 (43.0%)	5,102 (44.2%)	5,193 (45.2%)	5,275 (46.3%)	5,767 (54.1%)
第2号被保険者 (40～64歳)	6,577 (57.0%)	6,450 (55.8%)	6,290 (54.8%)	6,130 (53.7%)	4,885 (45.9%)

(各年度10月1日時点)

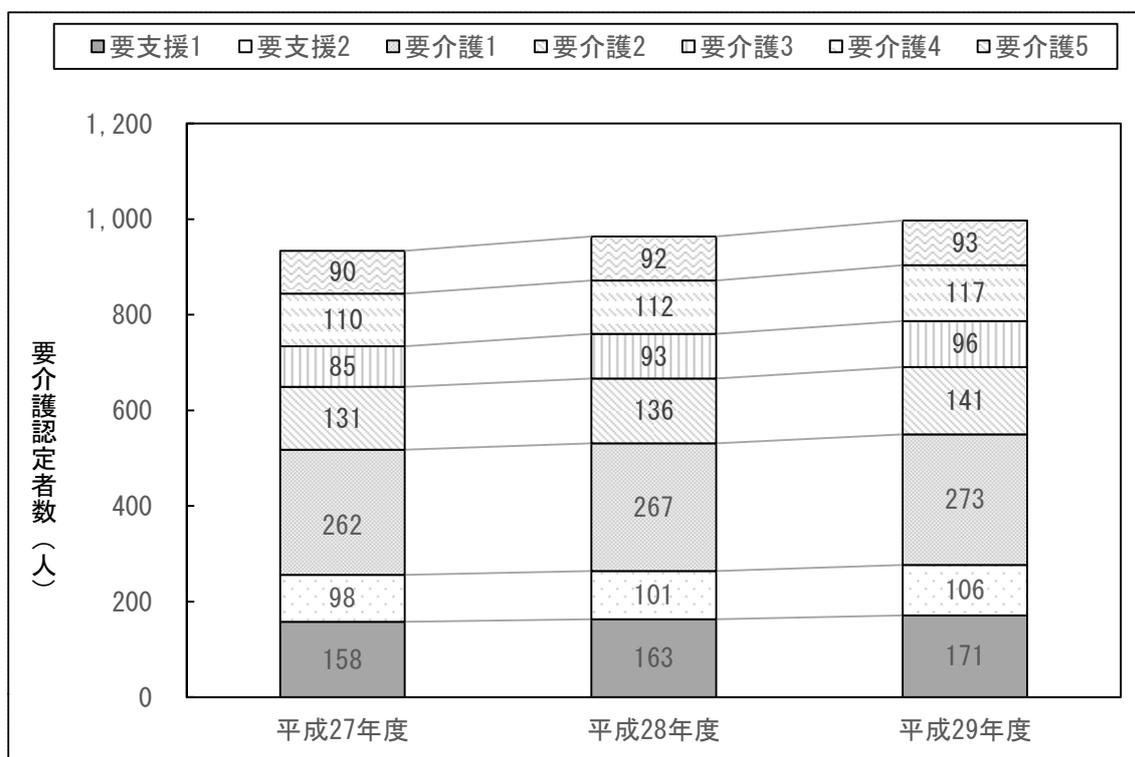


(2) 要介護認定者数の推計

平成27年度から平成29年度における「要支援1」～「要介護5」までの要介護認定者数の合計は、下表に示すとおり徐々に増加する見込みです。また、10年後の平成37年には1,251人まで増加する見込みです。

(単位：人)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	37年度
要支援1	152	158	163	171	218
要支援2	96	98	101	106	134
要支援計	248	256	264	277	352
要介護1	254	262	267	273	323
要介護2	128	131	136	141	190
要介護3	80	85	93	96	125
要介護4	105	110	112	117	149
要介護5	87	90	92	93	112
要介護計	654	678	700	720	899
合計	902	934	964	997	1,251



2 居宅サービス量の見込み

(1) 介護給付サービス（要介護1～5）

介護給付サービスの計画期間内及び平成37年度におけるサービス見込み量は次のとおりです。なお、通所介護については、平成28年度より定員18名以下の通所介護事業所が地域密着型サービスへ移行となることから、移行見込み分を地域密着型サービスに計上しています。（以下、26年度はすべて実績見込み）

（月間平均件数×12ヶ月）

区 分		26年度	27年度	28年度	29年度	37年度
訪問介護	回数	12,623	13,561	14,422	15,505	22,352
	人数	984	1,056	1,116	1,176	1,548
訪問入浴介護	回数	100	122	145	166	353
	人数	24	36	36	36	84
訪問看護	回数	5,186	5,557	6,062	6,450	10,106
	人数	960	1,020	1,092	1,140	1,584
訪問リハビリテーション	回数	2,054	2,831	2,904	3,581	6,314
	人数	192	228	252	288	468
居宅療養管理指導	人数	360	420	456	504	1,068
通所介護	回数	21,688	22,718	17,370	17,945	22,946
	人数	2,400	2,484	1,884	1,920	2,292
通所リハビリテーション	回数	3,360	3,794	4,087	4,578	8,012
	人数	432	480	516	576	972
短期入所生活介護	日数	3,006	3,482	3,862	4,454	8,714
	人数	336	384	420	480	876
短期入所療養介護	日数	1,745	1,886	2,285	2,590	5,737
	人数	216	240	276	312	612
特定施設入所者生活介護	人数	420	456	504	564	828
福祉用具貸与	人数	1,716	1,764	1,824	1,896	2,412
特定福祉用具購入	人数	48	60	72	84	168
住宅改修	人数	60	60	72	72	144
居宅介護支援	人数	3,480	3,588	3,744	3,876	5,028

※ 月1人利用した場合の人数を1人とし、年間での人数を記載しています。

(2) 介護予防給付サービス（要支援 1・2）

介護予防給付サービスの計画期間内及び平成 37 年度におけるサービス見込み量は次のとおりです。（26 年度は実績見込み）

（月間平均件数×12ヶ月）

区 分		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	37 年度
介護予防訪問介護	人数	492	528	564	288 ----- ★移行分 288	0
	回数	0	0	0	0	0
介護予防訪問入浴介護	回数	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数	929	1,111	1,229	1,405	2,572
	人数	216	252	276	312	540
介護予防訪問 リハビリテーション	回数	689	784	964	1,151	2,740
	人数	72	84	96	120	240
介護予防居宅療養 管理指導	人数	12	24	36	36	96
介護予防通所介護	人数	768	816	852	444 ----- ★移行分 444	0
	回数	132	156	168	192	348
介護予防通所 リハビリテーション	人数	65	86	193	212	575
	日数	12	12	24	24	72
介護予防短期入所 生活介護	人数	30	37	41	42	62
	日数	12	12	12	12	12
介護予防短期入所 療養介護	人数	168	180	192	216	300
	日数	516	552	588	636	948
介護予防福祉用具貸与	人数	24	36	36	48	84
特定介護予防福祉用具購入	人数	24	36	36	48	72
住宅改修	人数	1,548	1,608	1,692	1,764	2,388
介護予防支援	人数					

※ 月 1 人利用した場合の人数を 1 人とし、年間での人数を記載しています。

★ 注 記

当町では、平成 29 年度から新しい総合事業を開始する予定としており、それに伴い「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」については、順次利用者が新しい総合事業によるサービス給付へ移行していくことから、移行年度である平成 29 年度は移行見合い分の事業費を地域支援事業費に計上しています。

（地域支援事業について→65 ページより）

3 地域密着型サービス量の見込み

地域密着型サービスは認知症高齢者等の増加を踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で継続して生活できるよう、原則として日常生活圏域内でサービス利用及び提供が完結するサービスを、市町村が事業者の指定及び指導・監督を行います。

平成28年度より、定員18名以下の通所介護事業所については地域密着型サービスへ移行となることから、移行見込み分を介護給付サービスより移行して計上しています。

また、本計画期間では「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」の定員数の拡充を検討していますが、通いを中心として利用者の様態や希望に応じて随時訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供し、利用者の居宅における生活の継続を支援する「小規模多機能型共同生活介護」などの居宅サービスの整備についても並行して検討し、認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていけるまちづくりについて、利用者のニーズと当別町の実情に応じたサービスの提供を十分協議した上で、これらの整備方針を決定していきます。

(月間平均件数×12ヶ月)

区 分		26年度	27年度	28年度	29年度	37年度
認知症対応型 共同生活介護	人数	336	336	444	444	540
必要利用定員総数	人数	27	27	36	36	45
地域密着型通所介護	回数			6,134	6,337	8,105
	人数			660	684	804

※ 月1人利用した場合の人数を1人とし、年間での人数を記載しています。

4 介護保険施設サービス量の見込み

各介護保険施設の計画期間内及び平成37年度におけるサービス見込み量は次のとおりです。

(月間平均件数×12ヶ月)

区 分		26年度	27年度	28年度	29年度	37年度
介護老人福祉施設	人数	1,020	1,152	1,188	1,224	1,416
介護老人保健施設	人数	900	912	936	972	1,224
介護療養型医療施設	人数	120	120	108	96	96

※ 月1人利用した場合の人数を1人とし、年間での人数を記載しています。

5 地域支援事業サービス量の見込み

平成27年4月からの介護保険法の改正により、地域支援事業の枠組みの中で介護予防・日常生活支援総合事業が発展的に見直されることとなりました。

その内容としては、従来、要支援者に対し介護予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護と介護予防通所介護を、市町村が個々に基準や提供単価等を設定して実施する新しい総合事業に移行し「介護予防・生活支援サービス事業」として提供すること、また、従来的一次・二次予防事業を統合し、すべての高齢者が利用することが可能な「一般介護予防事業」として実施することとなります。

新しい総合事業では、市町村が中心となって、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すこととされています。

この新しい総合事業については、当町の実情や町民ニーズに合った多様なサービスを創出するため、関係機関や介護サービス事業者、住民等と地域ケア会議等の場で事業実施に向けた具体的な協議を行い、平成29年4月からの実施開始を目指します。

また、これらの見直しに合わせ、これまでの包括的支援事業においても、生活支援・介護予防サービスの体制整備を図るための「生活支援体制整備事業」なども新たに設けられたことから、本計画では、新しい総合事業開始までの期間における従来の枠組みによるサービス提供については次のとおりの見込みとし、新しい枠組みによるサービス量については、各事業の開始に向けた十分な検討及び協議を通して見込量を算出し、事業開始前年度の「当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会」にて、その内容について精査・協議を行うこととします。

各事業の移行にあたっては、既にサービスを受けている方について切れ目なく安定的なサービス提供が行われるよう、必要に応じて既存サービス相当のサービスを利用可能とする措置を講じます。

(1) 介護予防事業

① みんないきいき施策 (一次予防事業)

認知症やロコモティブシンドローム(運動器症候群)等介護予防についての知識を普及すると共に、高齢者自らによる自発的な取組みを支援し、いきいきと生活する地域づくりを目指します。

北海道医療大学と連携し介護予防につながる体操を作成し、地域に普及するため、関係機関と連携しながら介護予防体操講座を実施します。

また、高齢者ボランティアの育成・支援を継続し、介護予防に向けた地域づくりを進めます。

区 分		26年度	27年度	28年度
介護予防普及啓発事業				
介護予防出前講座	回数	12	12	12
	人数	200	200	200
介護予防体操普及事業	回数		6	6
地域介護予防活動支援事業				
介護予防体操 リーダー養成	回数		3	3
かすみ草の集い	回数	24	24	24
	人数			
	参加者	235	235	235
	ボランティア	350	350	350
友遊会	回数	24	24	24
	人数			
	参加者	325	325	325
	ボランティア	330	330	330
ごちゃまぜ サロン	回数	13	13	13
	人数			
	参加者	170	170	170
	ボランティア	91	91	91
高齢者ボランティア 活動支援	回数			
	登録人数			
		295	300	310

② 元気アップ高齢者施策（二次予防事業）

介護予防の必要性が高い元気アップ高齢者を早期に発見するために、元気アップ高齢者把握事業を実施します。来所相談時、保健事業実施時などの機会に基本チェックリストを実施し、必要な方には、通所型・訪問型介護予防事業につながるよう支援を行います。

区 分		26年度	27年度	28年度
元気アップ高齢者把握事業				
基本チェックリスト実施数	人数	1,200	1,000	1,000
元気アップ高齢者候補者数	人数	70	60	60
元気アップ高齢者数	人数	40	30	30
通所型介護予防事業				
運動機能向上事業 (はつらつ元気教室)	回数	72	72	72
	人数	360	360	360
訪問型介護予防事業	人数	5	5	5

※ みんないきいき施策の中で実施

区 分		26年度	27年度	28年度
通所型介護予防事業				
かすみ草の集い 運動機能・口腔機能・ 認知症予防・閉じこもり予防	回数	12	12	12
	人数	60	60	60
友遊会 運動機能・認知症予防・ 閉じこもり予防	回数	12	12	12
	人数	60	60	60

(2) 包括的支援事業

① 総合相談支援

高齢者の総合相談窓口として、適切な相談支援を行います。今後特に増えると考えられる認知症についての相談については初期の相談から、専門的な相談まで幅広く対応する専門機関としてわかりやすく地域へ周知をするとともに、医療との連携を図り支援体制について整備します。

区 分		26年度	27年度	28年度
総合相談支援	人数	910	910	910
実態把握・訪問	人数	20	20	20

② 権利擁護事業

認知症高齢者等を地域で支えるため、虐待防止への取り組みや成年後見制度の普及・啓発を進めており、平成 26 年度には市民後見人を養成しています。地域における理解や意識を高め、関係機関と連携し当別町での支援体制を整備するとともに、必要な方への相談支援を行います。

区 分		26 年度	27 年度	28 年度
権利擁護事業				
個別相談	人数	10	12	14
虐待防止ネットワーク会議	回数	1	1	1

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者が、地域や施設・医療機関など、どのような環境においても一貫したケアを受けながらその人らしい自立した生活が送れるよう、地域の関係機関と連携しながら、ネットワークの強化を図ります。

また、地域のケアマネジャーや専門職のケア力の向上を図るための研修機会の提供や、地域ケア会議において新しい総合事業の実施に向けた協議を行うための専門部会の設置などを行い、各関係機関や地域で連携して様々な地域課題に取り組む体制をつくります。

区 分		26 年度	27 年度	28 年度
地域ケア会議	回数	12	12	12
日常的個別指導・相談業務				
個別支援	人数	24	24	24
ケアマネジャー連絡協議会	回数	12	12	12
介護保険サービス事業所ガイドブック	回数	1	1	1

④ 介護予防ケアマネジメント（二次予防事業関係）

高齢者の方が、生活の中で実現したいことを確認し合い、できる限り介護が必要な状態とならずに自立した生活を継続できるよう、介護予防プランを作成します。各関係部署との連携を深め、要支援状態になる前からの一貫性・継続性のある総合的介護予防システムの確立を目指します。

区 分		26 年度	27 年度	28 年度
元気アップ高齢者ケアマネジメント	人数	40	30	30

⑤ 在宅医療・介護連携推進事業

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。

このため、平成27年度より当事業の実施に向けた検討の場を設置して医師会や保健所、近隣市町村等と十分な協議を重ね、既存の資源を活用しながら当町の実情に合った在宅医療と介護サービスの連携及び提供体制の構築を目指します。

⑥ 認知症施策推進事業

認知症の人の状態・症状の段階に応じた適切なサービス提供の流れを示し、どのように認知症の人を地域で支えていくかを明示する「認知症ケアパス」の作成に取り組みます。

医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ役割を担う「認知症地域支援推進員」や、複数の専門職による個別の訪問支援により認知症初期の支援を包括的・集中的に行い自立生活のサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」の設置など、認知症の人にその状態に応じた適切なサービスが提供される支援体制の構築については、地域ケア会議に専門部会を設置して十分な協議を行い、平成30年4月からの実施を目指します。

また、認知症高齢者等の財産と権利を守る成年後見制度に関する相談業務や、市民後見人の活動をサポートする後見実施機関の設置を目指します。

⑦ 地域生活支援体制整備事業

新しい総合事業で新たに設けられた「介護予防・生活支援サービス事業」における多様なサービス提供体制の構築に向け、平成27年度より地域ケア会議の専門部会として、様々な生活支援等サービスを担う事業主体と行政とが協議する場を設定し、事業実施に向けた検討を開始します。

この協議の場では、多様な生活支援や社会参加のニーズに応えられる地域づくりを目指し、当町の実情に合ったサービスの開発や提供方法の協議とともに、担い手の養成、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチングなどを担う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」について、平成29年度からの設置に向けた検討を行います。

(3) 介護予防支援業務

総合事業によるケアマネジメントは、現行の介護予防支援と同様、地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成することとなります。下記の平成29年度における見込量については、地域包括支援センターが作成するケアプラン数として予防給付と総合事業による介護予防ケアマネジメントの合計件数を計上しています。

区	分	26年度	27年度	28年度	29年度
予防給付ケアマネジメント	人数	1,548	1,608	1,692	1,764

(4) 任意事業

① 地域自立生活支援事業

ひとり暮らし高齢者に対する食事の機会の確保及び孤独感の解消のため、ボランティアの協力により食事の配達と会食会を行います。

区	分	26年度	27年度	28年度	29年度
配食サービス	利用人数	29	30	31	32
	延食数	3,991	4,254	4,401	4,694

② 成年後見制度利用支援事業

認知症や精神上の障がいにより本人の判断能力が十分ではない方で親族のない方を対象に家庭裁判所の申立て費用等を支援します。

また、成年後見制度の普及・啓発を進めるとともに、認知症高齢者等を地域で支える市民後見人に対し、研修の実施等により支援を行います。

区	分	26年度	27年度	28年度	29年度
成年後見制度利用支援事業	利用人数	1	1	1	1
市民後見人登録者数	登録人数	6	6	6	6

③ 認知症高齢者見守り事業

認知症に対する理解を推進し認知症の人を地域で支えていくため、認知症サポーター養成講座を継続して実施します。また、養成講座を受けた方が継続研修でさらに認知症についての学習を深め、あったかサポーターとして認知症の方への支援を行っており、今後はそのような住民主体の取り組みについて、制度的な面でのサポート等について検討していきます。

区	分	26年度	27年度	28年度	29年度
認知症サポーター養成講座	受講者数	250	250	250	250
あったかサポーター活動支援	登録人数	50	50	50	50

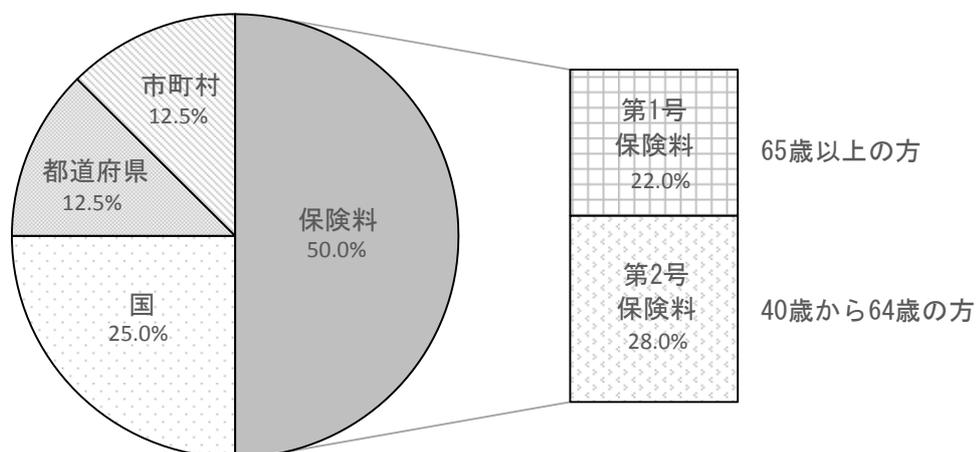
6 介護保険給付に係る費用の見込みと保険料

(1) 保険給付の財源構成

保険給付の財源は、基本的に国及び都道府県並びに市町村の公費負担が50%、残りの50%が65歳以上の第1号被保険者と40歳～64歳の第2号被保険者が負担する保険料で構成されます。

第1号被保険者が負担する保険料と第2号被保険者が負担する保険料の割合は、全国平均で見た一人当たりの保険料額が第1号被保険者と第2号被保険者の間で同一水準となるよう、全国ベースの人数比率で決める仕組みとなっています。

なお、第6期計画期間において、第1号被保険者の負担割合が21%から22%へ、第2号被保険者の負担割合が29%から28%へと見直されました。



(2) 介護保険サービス費用の見込み

第6期計画期間内における介護保険サービス費用の見込み額は、次のとおりです。

① 介護給付費の推計（年額）

（単位：千円）

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	37年度
居宅サービス					
訪問介護	57,764	60,601	64,745	69,525	101,729
訪問入浴介護	1,171	1,410	1,669	1,897	4,045
訪問看護	38,236	40,267	43,671	46,358	71,589
訪問リハビリテーション	4,346	5,075	5,696	6,345	11,443
居宅療養管理指導	2,703	3,025	3,272	3,609	7,700
通所介護	158,423	163,337	124,592	128,974	165,892
通所リハビリテーション	28,005	31,009	33,940	38,392	70,996
短期入所生活介護	24,113	26,917	30,655	35,787	74,989
短期入所療養介護	18,535	19,479	23,604	26,744	59,393
特定施設入居者生活介護	76,192	80,681	88,898	99,615	149,833
福祉用具貸与	17,749	18,232	18,898	19,596	25,054
特定福祉用具購入	1,738	1,824	2,248	2,670	6,055
住宅改修	4,502	4,727	5,342	6,021	11,197
居宅介護支援	43,393	43,876	45,809	47,418	61,883
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,289	1,354	1,413	1,417	1,793
認知症対応型共同生活介護	83,642	84,073	110,547	110,547	133,770
地域密着型通所介護			44,003	45,551	58,590
施設サービス					
介護老人福祉施設	242,808	271,395	279,785	289,455	343,079
介護老人保健施設	229,294	227,089	232,654	242,281	306,123
介護療養型医療施設	46,172	44,444	40,665	36,095	36,095
介護給付費合計	1,080,075	1,128,815	1,202,106	1,258,297	1,701,248

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、住所地特例により町外でサービスを利用している利用者の継続分について見込んでいます。

② 介護予防給付費の推計（年額）

（単位：千円）

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	37 年度
居宅サービス					
訪問介護	9,477	9,991	10,700	5,429	0
訪問入浴介護	0	0	0	0	0
訪問看護	7,142	8,223	9,139	10,433	19,307
訪問リハビリテーション	1,880	2,099	2,578	3,078	7,335
居宅療養管理指導	42	83	138	166	442
通所介護	23,320	23,877	25,008	13,137	0
通所リハビリテーション	6,125	6,469	6,910	7,862	13,480
短期入所生活介護	323	425	942	1,038	2,807
短期入所療養介護	281	334	374	378	573
特定施設入所者生活介護	11,216	11,266	12,282	14,304	21,277
福祉用具貸与	2,459	2,657	2,769	3,021	4,371
特定福祉用具購入	782	919	1,090	1,197	2,311
住宅改修	2,796	3,280	3,828	3,949	6,623
介護予防支援	6,744	6,900	7,245	7,548	10,187
介護予防給付費合計	72,587	76,523	83,003	71,540	88,713

③ 総給付費の推計（年額）

（単位：千円）

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	37 年度
介護給付費	1,080,075	1,128,815	1,202,106	1,258,297	1,701,248
介護予防給付費	72,587	76,523	83,003	71,540	88,713
総給付費	1,152,662	1,205,338	1,285,109	1,329,837	1,789,961

(3) 標準給付費の見込み

標準給付費は、介護サービスを利用した場合の自己負担分（利用料）等を除いた給付費で介護保険料の算定の基礎となるものであり、第6期計画期間の保険料は平成27年度から平成29年度までの3年間の標準給付費見込額から算出します。

(単位：千円)

区 分	27年度	28年度	29年度	37年度
総給付費	1,205,338	1,285,109	1,329,837	1,789,961
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	△3,765	△6,118	△6,382	△9,133
特定入所者介護サービス費	68,135	70,177	72,304	97,321
補足給付の見直しに伴う財政影響額	△3,223	△6,254	△7,101	△9,750
高額サービス費	21,905	22,613	23,351	31,362
高額医療合算介護サービス費	3,652	3,770	3,893	5,240
審査支払手数料	1,229	1,262	1,310	1,755
標準給付費(合計)	1,293,271	1,370,559	1,417,212	1,906,756

(4) 地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

区 分	27年度	28年度	29年度	37年度
地域支援事業費	35,524	37,024	61,705	93,249
介護予防事業費 (H29～新しい総合事業費)	10,679	10,679	32,460	43,673
包括的支援事業費・ 任意事業費	24,845	26,345	29,245	49,576

(5) 第1号被保険者保険料の設定

平成27年度から平成29年度までの標準給付費見込額等を基に積算した本計画期間における第1号被保険者保険料は、高齢化等による介護給付費の増加や介護報酬改定、第1号被保険者及び第2号被保険者の負担割合見直し等に伴い、基準月額を5,030円(年額60,360円)と設定します。

第5期計画期間における基準額の4,210円に比べ保険料が上昇するなかでも、より負担能力に応じた段階設定とするため、区分を第5期計画期間において設定した7段階から、9段階に細分化するとともに、第3段階以下の保険料については公費による負担軽減を行い算出しています。(負担軽減に要する費用については、国50%・北海道25%・町25%で負担)

また、前項までに示した標準給付費及び地域支援事業費の見込みから算出される、平成37年度の第1号被保険者保険料の基準月額は、7,280円まで上昇する見込みです。

第6期計画期間(平成27年度～平成29年度)の第1号被保険者保険料

区 分		平成27～28年度の 保険料率 (年額保険料)		平成29年度の 保険料率 (年額保険料)	
第1段階	○生活保護受給者 または 世帯全員が町民税非課税で ○老齢福祉年金受給者 ○合計所得額+課税年金収入額が 80万円以下の方	×0.45 (27,160円)	軽減率 0.05	×0.3 (18,100円)	軽減率 0.2
			軽減前 ×0.5		軽減前 ×0.5
第2段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得 +課税年金収入額が80万円を超えて 120万円以下の方	×0.75 (45,270円)		×0.5 (30,180円)	軽減率 0.25
第3段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得 +課税年金収入額が120万円を超え る方			×0.7 (42,250円)	軽減率 0.05
第4段階	世帯内に町民税課税者がいるが 本人は町民税非課税で合計所得額+ 課税年金収入額が80万円以下の方	×0.9 (54,320円)			
第5段階	世帯内に町民税課税者がいるが 本人は町民税非課税で上記以外の方	基準額 <月額5,030円> (60,360円)			
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額 が120万円未満の方	×1.2 (72,430円)			
第7段階	本人が町民税課税で、合計所得金額 が120万円以上190万円未満の方	×1.3 (78,460円)			
第8段階	本人が町民税課税で、合計所得金額 が190万円以上290万円未満の人	×1.5 (90,540円)			
第9段階	本人が町民税課税で、合計所得金額 が290万円以上の方	×1.7 (102,610円)			